

倫理委員会議事次第

(第 66 回 2021 年 4 月 2 日 (金) 14:00~16:00)

I 開会

II 議題

審議事項

1. IESBA 公開草案 (PIE の定義) に対するコメントについて

【資料No.1-1～No.1-4】

報告事項

1. 守秘義務に関する倫理規則等の改正 (公開草案) に関する報告 (前回の倫理委員会後の経過について)

【資料なし】

2. IESBA 会議報告 (3 月会議)

【資料No.3-1、No.3-2】

3. 最近の会員からの職業倫理相談状況

【資料No. 4】

III 閉会

以 上

配 付 資 料

資 料	資料No.
IESBA 公開草案に対するコメント案	1-1
IESBA 公開草案 原文 「Proposed Revisions to the Definitions of Listed Entity PIE」	1-2
IESBA 公開草案 仮訳 「Proposed Revisions to the Definitions of Listed Entity PIE」	1-3
IESBA 公開草案の概要	1-4
欠番	2
IESBA ボード会議（3月）タイムテーブル	3-1
IESBA ボード会議（3月）の概要	3-2
会員からの職業倫理相談状況	4

(※) 資料No.1-2、No.3-1 については、それぞれ IESBA 公式ウェブサイトからダウンロードが可能

IESBA公開草案について ～Listed Entity及びPIEの定義～

IESBAから公表された公開草案

I Listed Entity及びPIEの定義

2021年1月29日公表（コメント期限：5月3日）

原文については、以下のurlを参照

<https://www.ethicsboard.org/publications/proposed-revisions-definitions-listed-entity-and-public-interest-entity-code>

1. 公開草案の背景

- 保険監督者国際機構（IAIS）やバーゼル銀行監督委員会等の規制当局が、銀行を含む金融機関の観点からPIEの定義を再検討すべきであると提案。また、証券監督者国際機構（IOSCO）も、多くの法域の規制当局は定義を設定する権限を持たないとコメント。
- また、IESBAは、様々な法域（EU、オーストラリア、南アフリカを含む）が、PIEのコンセプトを定義したり範囲を決定する際に、異なった又はより具体的なアプローチを採用していることを認識。それらのアプローチとIESBA倫理規程のアプローチとの間の共通点及び相違点を理解し、世界レベルで収斂させるための道筋を模索するメリットがあるかどうかを理解する必要性を認識。
- さらに、Listed Entityの定義についても、資本市場の発展やクラウドファンディング等の新しい資金調達手段なども踏まえ、再検討する必要性を認識。
- このような背景の中で、IESBAは、戦略及び作業計画（2019-2023）において、独立性への影響も考慮し、またIAASBとも協調し、「Listed Entity」及び「PIE」の定義を見直すことにした。
- これを受けて、IESBAは2021年1月に本公開草案を公表。

2. PIEの定義

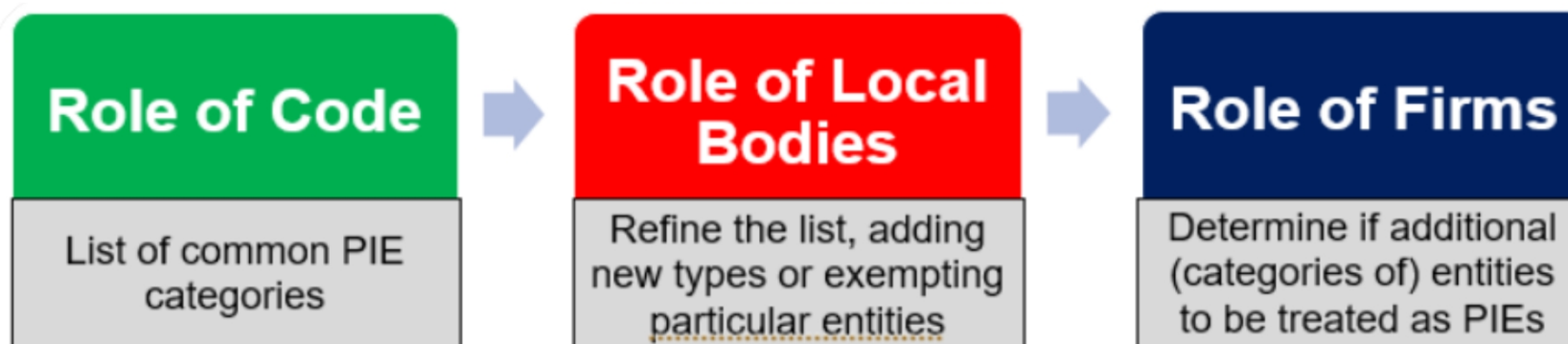
① IESBAにおける現行の定義

- 上場会社
- 法令等によってPIEと定義されている事業体
- 法令等によって上場会社の監査と同じ独立性が求められる事業体
- 各事務所が追加的にPIEと扱うとした事業体（強制ではなく推奨）

2. PIEの定義

② アプローチの変更

- ✓ IESBAはPIEの定義をより広範に設定し、管轄区域の規制当局等は、それを狭くしたり、サイズの基準を設定したり、特定の種類の事業体を追加／削除することによって修正を加えるアプローチに変更する。
- ✓ 会計事務所等は、この定義以外の事業体を追加的にPIEとして扱うかどうかを判断することが求められる。
- ✓ PIEとして扱った場合には、公に開示することが求められる。



2. PIEの定義

③ IESBAで提案されている包括的な目的

- ✓ 公共の利益の程度を決定する要素は次のとおり。
 - ・ 事業体の本来業務の一環として国民に対する財政的義務を負うこと等、事業又は活動の性質
 - ・ 事業体が財務上の義務を履行するという信頼を与えるために設計された規制監督の対象となっているかどうか
 - ・ 事業体の規模
 - ・ 財政破綻時に容易に代替可能かを含み、事業体が事業を行っているセクターにおける重要性
 - ・ 投資家、顧客、債権者及び従業員を含む利害関係者の数及び性質
 - ・ 事業体の金融破綻時に、他のセクター及び経済全体に及ぼす潜在的影響
- ✓ PIEのための要求事項及び適用指針は、財務諸表監査に対する信頼性を高めることを通じて、財務諸表に対する信頼性を高めることを目的とする。

2. PIEの定義

④ IESBAで提案されている新たな定義

- (a) 譲渡可能で公に取引される金融商品を発行している事業体
(従来の“listed entity”に代わり、新しい用語“publicly traded entity”が提案されている)
- (b) 主要な機能の一つが公から預金を受け入れる事業体
- (c) 主要な機能の一つが公に保険を提供する事業体
- (d) 退職後従業員給付を提供することを機能としている事業体
- (e) 集団投資ビークルとしての機能を果たすとともに償還可能な金融商品を公に発行している事業体
- (f) 400.9項に定められた目的（財務諸表に対する信頼性を高める）を達成するために法令等によってPIEと認定されている事業体

上記以外で、各事務所が追加的にPIEと扱うこととした事業体（強制）

（ R400.14 、 R400.16 ）

2. PIEの定義

⑤ 透明性要件

- ✓ 監査業務の依頼人をPIEとして扱った場合には会計事務所等が開示しなければならないとする要求事項の新設を提案
- ✓ 具体的な開示方法については、公開草案に対するコメントも参考に、今後検討される予定

(R400.17)

2. PIEの定義（参考）

日本の現行倫理規則における定義（IESBAと同じ）

大会社等

(1) 全ての上場会社等

(2) 法令により、監査を実施するに当たり、上場会社等と同じ独立性の要件が求められる事業体

(3) 第1部第26項により追加的に大会社等と同様に扱うこととした事業体

上記(1)及び(2)について、我が国においては、公認会計士法上の大会社等がこれらの要件を満たしている。

上記を具体的に整理すると以下のとおり。

① 公認会計士法上の大会社

- 会計監査人設置会社（資本金100億円未満かつ負債1,000億円未満の会社を除く。）
- 上場会社等（金融商品取引法第193条の2第1項又は第2項の規定により監査証明を受けなければならない者（政令で定める者を除く。））
- 銀行
- 長期信用銀行
- 保険会社
- 全国信用金庫連合会
- 全国労働金庫連合会
- 全国信用協同組合連合会
- 農林中央金庫
- 独立行政法人
- 国立大学法人
- 大学共同利用機関法人
- 地方独立行政法人

② 各会計事務所が自主的に大会社等と同様に扱うこととした事業体（独立性に関する指針第1部第26項）

3. PIEに該当した場合に適用される追加の独立性規定

- ① 監査業務の依頼人への就職
- ② 監査業務の主要な担当社員等の長期的関与とローテーション
- ③ 非保証業務の提供
- ④ 報酬依存度

3. 公開草案に対する質問項目（1 / 4）

I. 特定の事項に関するコメントの要請

和訳

1. パラグラフ400.8及び400.9では、本倫理規程に定める追加の要求事項に従って監査を行う必要がある事業体をPIEとして定義する目的として、包括的な目的を規定していますが、この包括的な目的を支持しますか。
2. 事業体における公共の利益の水準を決定するためのパラグラフ400.8に定める要素のリストに同意しますか。これが網羅的ではないリストであることを認めた上で、追加する必要があると考える重要な要素が他にもありますか。
3. あなたは、次の事項を含め、PIEの定義に関する提案を作成するに当たりIESBAが採用した広範なアプローチを支持しますか。
 - ・ 既存のPIEの定義を、PIEのハイレベルのカテゴリのリストに置き換えること。
 - ・ 採用及び実施のプロセスの一環として、関連する各国の団体がIESBAの定義を明確化（Refinement）すること。
4. 「listed entity」という用語を置き換える、サブパラグラフR400.14（a）及び用語集に記載されている「publicly trade entity」という新しい用語の提案を支持しますか。本公開草案における定義及びその説明について、見解を提供してください。
5. サブパラグラフR400.14（b）から（f）までに記載されている残りのPIEのカテゴリに関する提案に同意しますか。
6. 包括的な目的を踏まえ、イニシャル・コイン・オファリング（ICO）のような、より伝統的ではない資金調達形態で資金調達を行う事業体が、IESBA倫理規程において更なるPIEのカテゴリとして捉えられるべきかについて、見解を示してください。各国の団体において、適宜、更なる定義の明確化（refine）が期待されることを踏まえ、本倫理規程の目的に照らし、これらの事業体をどのように定義するかについて、見解を示してください。

3. 公開草案に対する質問項目（2 / 4）

I. 特定の事項に関するコメントの要請（続き）

和訳

7. PIEカテゴリーのリストのハイレベルな性質及び関連する各国の団体の役割を説明するパラグラフ400.15 A1の提案を支持しますか。
8. IESBAが提案する、関係する各国の団体へのアウトリーチ及び教育支援について、フィードバックを提供してください。特に、アウトリーチ及び教育の観点から、どのような内容と視点が役立つと考えますか。
9. 追加的な事業体をPIEとして扱う必要があるかどうかを会計事務所等が判断するという要求事項を導入する提案を支持しますか。
10. パラグラフ400.16 A1の会計事務所等による検討のために提案されている要素のリストについて、コメントを提供してください。
11. 監査業務の依頼人をPIEとして扱った場合に会計事務所等が開示するという提案を支持しますか。
12. そのような開示を達成するために考えられる仕組み（監査報告書が適切な仕組みであるかどうかを含む。）について、それぞれのメリットとデメリットを含め、見解を共有してください。また、以下の質問15（c）も参照してください。
13. このプロジェクトの目的に照らし、以下の事項についてのIESBAの結論を支持しますか。
 - (a) 「監査業務の依頼人」の定義を上場会社等から全てのPIEに拡大することに関して、現行のパラグラフR400.20のレビューを行わず、別の将来のワークストリームを通して問題をレビューすること。
 - (b) 倫理規程のパート4Bに対する修正を提案しないこと。
14. 適用開始日を2024年12月15日とすることを支持しますか。

3. 公開草案に対する質問項目（3 / 4）

I. 特定の事項に関するコメントの要請（続き）

和訳

15. IAASBの審議の一助となるよう、以下の点について見解を提供してください。

- (a) パラグラフ400.8及び400.9に規定されている包括的な目的が、IESBA及びIAASBの両方が特定の事業体に異なる要求事項を設定するために（すなわち、これらの事業体の財務諸表監査にのみ適用される要求事項を導入するために）利用されることを支持しますか。また、ISA及びISQMに関連して、これがどのようにアプローチされる可能性があるかについても見解を提供してください。
- (b) すでにIAASB基準の中で規定されている差別化された要求事項を上場会社等のみに適用すべきか、又は他のPIEのカテゴリにより広く適用すべきかを決定するために提案されているケースバイケースのアプローチ。
- (c) 上記の質問11並びに12で取り上げている透明性に関するIESBAの提案及びIAASBの監査報告の導入後レビューの一環として行われる更なる作業を考慮した場合、会計事務所等が、ある事業体をPIEとして扱った旨を監査報告書の中で開示することが適切であると考えますか。もしそうである場合、監査報告書においてどのように取り扱われることが考えられますか。

3. 公開草案に対する質問項目（4 / 4）

Ⅱ. 全般的なコメントの要請

和訳

中小規模の事業体及び中小監査事務所 – IESBAは、中小規模の事業体及び中小監査事務所から、本公開草案に関するあらゆる観点からのコメントを求めている。

規制当局及び監査監督機関 – IESBAは、規制当局及び監査監督機関のメンバーから、執行の観点からのコメントを求めている。

途上国 – IESBAは、多数の途上国が倫理規程を採用している、又はアドプションの過程にあることを認識しており、本公開草案について、特に途上国の環境で適用する際の予測し得る困難について、これらの国から回答を求める。

翻訳 – IESBAは、多数の回答者が自身の環境において導入するために、最終公表物の翻訳を想定していることを認識しており、回答者が本公開草案をレビューしている際に気づくかもしれない、翻訳に係る潜在的な問題に関するコメントを歓迎する。

IESBA3月会議の概要

IESBA 3 月会議の議題

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 1. 非保証業務と報酬に関する改訂規定の普及 | (Agenda Item 2) |
| 2. 業務チームとグループ監査 | (Agenda Item 5) |
| 3. テクノロジー | (Agenda Item 4) |
| 4. 長期関与に関する導入後レビュー | (Agenda Item 7) |
| 5. ベンチマーキング | (Agenda Item 3) |
| 6. 緊急課題及びアウトリーチ委員会 (EIOC) | (Agenda Item 6) |
| 7. タックス・プランニング | (Agenda Item 9) |
| 8. IAASBとのコーディネーション | (Agenda Item 8) |

1. 非保証業務と報酬に関する改正規定の普及

【目的】非保証業務と報酬の改正規定（2022年12月15日から適用）に関する意識向上、採用促進のための普及活動に関するボードメンバーからの意見徴収

【検討事項】

計画しているアプローチ

- ステージ1 最終版の公表
 - 採用と適用を支援するためのウェブページの立ち上げ
 - 改正が「公共の利益」に役立つことを強調するビデオクリップ
- ステージ2 知識構築の初期段階
 - 2021年5月/6月に90分のウェビナーを開催
 - 2021年Q3にFAQを公表
 - 適用日前に、対象を絞ったアウトリーチを実施
- ステージ3 採用と適用時の理解の増進
 - ステージ2で受けた質問に基づくFAQの充実

2. 業務チームとグループ監査

【目的】 ISA600のTFとの調整活動の理解と、検討事項に対処するためTFが提案したアプローチについてのフィードバックの提供

【検討事項】

1. 業務チームの定義：ISQM1の業務チームの定義と整合
2. 独立性が求められるEQRの範囲が限定的になるように定義を修正
3. 構成単位監査人（CA）の独立性違反
 - ネットワーク内のCA vs ネットワーク外のCA
 - グループ監査人（GA）への独立性違反の波及
 - 監査手続の対応
 - 3つのシナリオ
 - CAにより対処可能な、取るに足らない違反
 - GAにより追加検討だが、CAの作業に依拠できる重要な違反
 - CAによる作業に依拠することが出来ないほど非常に重要な違反
 - 統治責任者（TCWG）とのコミュニケーション
 - CAの独立性違反についてGAがTCWGに伝達する

3. テクノロジー

【目的】次の項目を検討すること

- (a) 公開草案の公表を6月から12月に延期
- (b) 非公式ガイダンス（NAM）の作成、テクノロジーのPAの行動への影響の評価を検討する新しいワーキンググループの活動範囲
- (c) 2020年Q4のサーベイに対する意見の提供

【検討事項】

- 以下のトピックに関する非公式ガイダンスの作成
 - テクノロジー・バイアス、マシン・バイアスの広範性の影響
 - Complicated と complex の違い
 - PAの能力の維持、向上の重要性
 - PAに透明性が求められる状況
 - 非保証業務の提供における監査人の独立性
- サーベイに対する考え方
 - テクノロジーのCodeへの反映のさせ方

4. 長期関与に関する導入後レビュー

【目的】 2018年12月（日本では、2020年4月）に適用開始となった長期関与（ローテーション）の規定の導入後レビューについて議論する。

【検討事項】

- IESBAの規定には、規制当局がクーリングオフ（インターバル）期間を5年未満と定めている場合に、その期間又は3年の長い方をクーリングオフ期間とする経過措置がある。
- 本規定が2023年に失効するため、その影響を調査することが趣旨である。なお、日本では、本経過措置は採用していない。

（参考）日本は、公認会計士法により、関与期間及びインターバル期間が年数ではなく会計期間数で定められているので、半年決算の監査においては、特別な配慮が必要になる。

5. ベンチマーキング

【目的】 WGの活動、イニシアチブのタイムライン、成果物のフォーマット、結論を提示するために使用する用語等について議論する。

【検討事項】

- 2021年10月/11月に最終報告書を公表
- 国際独立性基準（IIS）で分析するセクション（SECとの比較）
 - 報酬、非保証業務以外のセクションの比較を先行
- 最終成果物において使用される用語
 - シナリオ1：IISとSECのそれぞれに明確な要求事項があり、そのような要求事項は「実質的に同等」である。
 - シナリオ2：IIS又はSECの一方にのみ明示的な要求事項があるが、IESBAの概念的枠組み、SECの一般基準の適用により「実質的に同等」である。
 - シナリオ3：IISとSECのそれぞれに明確な要求事項があるが、その要求事項は「実質的に同等」ではない。
 - シナリオ4：IIS又はSECの一方にのみ明示的な要求事項があるが、IESBAの概念的枠組み、SECの一般基準を適用したとしても、結果が「実質的に同等」ではない。

6. 緊急課題及びアウトリーチ委員会（EIOC）

【目的】EIOC活動のアップデートと、米国、英国、EU、オーストラリアでの進展状況を受領する。

【検討事項】

- EIOC：2021年2月に会議を開き、以下の状況について議論した。
- 米国：SEC独立性規則の改訂
 - 関連事業体の範囲の縮小
 - 奨学ローン、消費者ローンに関する制限の緩和
- 英国：監査の未来（The Future of Audit）
 - Kingman、CMA、Brydon に対応した政府の諮問
 - 監査委員会の規制フレームワーク、PIEの定義の拡張、SoX
 - 大規模監査法人の業務運営分離
 - ARGAの設置は2023年までは無い。
- EU：Non-financial/ESG reporting initiative
- オーストラリア：監査規制に関する議会委員会
 - 10の提案の内6つが IESBA Code に関連

7. タックス・プランニング

【目的】 タックス・プランニングと関連サービスについてワーキンググループからアップデートを受領する。

【検討事項】

- ワーキンググループは、収集した情報から、基本原則（FP）と概念的枠組み（CF）が、タックス・プランニングが職業会計士（PA）の行動に与える影響に、十分に対応したものであるか分析を行った。
- 分析の結果、次の領域において、より深く議論することが求められる。
 - 透明性と説明責任
 - タックス・プランニング・サービスを提供する際のPAの倫理的行動
 - PAの職業的判断の行使における能力開発の限界
 - その他

8. IAASBとのコーディネーション

【目的】 IAASBとの協同において、進行中の、潜在的な、あるいは完了した検討事項についてアップデートを受ける。

【検討事項】

- 進行中の検討事項
 - IAASB「グループ監査」、IESBA「業務チームとグループ監査」
 - IAASB「監査報告書、LCE」、IESBA「PIEの定義」
- 将来、検討が必要になるかも知れない事項
 - 不正と事業の継続性
- 完了した検討事項
 - IAASB「拡張された外部報告、ISQM」、IESBA「NAS & Fees」

会員からの職業倫理相談状況(前回の倫理委員会以降)

2021年3月: 計1件

【相談カテゴリー内訳】

その他 (1件)

合 計	1件
-----	----

作業部会 審議日	件 数	No.	相談事項
3月22日 (メール審議)	1 件	1	監査法人・監査事務所間の情報交換等の連携体制における ネットワーク・ファームへの該当の有無について